

2026年5月15日

各 位

会社名 株式会社明光ネットワークジャパン  
代表者名 代表取締役社長 岡本 光太郎  
(コード番号 4668 東証プライム)  
問合せ先 取締役経営企画部長 坂元 考行  
(TEL 03-5860-2111 代表)

## 控訴審判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が元エリアフランチャイジーである株式会社明光義塾九州、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社アネムホールディングスの3社を被告として提起した商標権侵害行為の差止等請求訴訟につきましては、東京地方裁判所（第一審）は、2025年3月14日、当社主張の大半を認容する判決（以下「原判決」といいます。）を出しております。

その後、被告らは、原判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴しましたが、2026年5月14日、知的財産高等裁判所は、株式会社明光義塾九州、株式会社明光ネットワーク九州及び株式会社アネムホールディングス（以下「控訴人ら」といいます。）の控訴をいずれも棄却する判決（当社勝訴判決）（以下「本判決」といいます。）を言い渡しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. これまでの経緯

当社は、控訴人らによるロイヤルティの未払い及び過少申告、生徒数の虚偽報告、競業避止義務違反といった重大な債務不履行及び背信行為を理由として、信頼関係が完全に破壊されたものと判断し、2020年12月17日付でエリアフランチャイズ契約を解除いたしました。

これに対し控訴人らは、契約解除の無効等を主張して当社のフランチャイジーとしての地位確認等を求める仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てましたが、2021年3月25日に同申立ては却下されました（2021年3月26日付開示）。さらに、控訴人らは同決定を不服として東京高等裁判所に即時抗告を行いました。これも2021年11月5日に棄却されました（2021年11月10日付開示）。

上記の仮処分を巡る手続きと並行し、当社は、控訴人らが契約解除後も「明光義塾」の商標を不正に使用するなどして営業を継続したため、2021年7月19日、商標の使用差止等を求め東京地方裁判所に本案訴訟を提起いたしました。

2025年3月14日、東京地方裁判所は当社の請求を大半で認容する判決を言い渡しましたが（2025年3月17日付開示）、控訴人らはこれを不服として知的財産高等裁判所に控訴しました（2025年8月7日付開示）。

## 2. 控訴審判決の概要

(1) 裁判所：知的財産高等裁判所

(2) 判決言渡日：2026年5月14日

(3) 判決内容（主文）：本件控訴をいずれも棄却する。  
：控訴費用は、控訴人らの負担とする。

## 3. 今後の展開について

本判決は、当社がこれまで主張してまいりましたエリアフランチャイズ契約解除の有効性を認めたものであります（仮処分事件を含めると、東京地方裁判所、東京高等裁判所、知的財産高等裁判所は、合計4回にわたる判断において、いずれも、エリアフランチャイズ契約解除の有効性を認めました。）。当社は本判決を新たな契機と捉え、全国No. 1の個別指導塾のパイオニアとして、創造力豊かで自立心に富んだ子どもたちの夢の実現をサポートし、「『やればできる』の記憶をつくる」、という当社の“Purpose”と強い使命感をもって九州・沖縄地区における明光義塾の事業展開を更に強化してまいります。

## 4. 業績への影響

本判決確定により、第一審で認容された損害賠償金等の回収等が見込まれますが、当社の連結業績に与える具体的な影響につきましては現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

以 上